



広島県報

定期
第 39 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告 示

救急病院等の認定(二件).....	(医療対策室)	一
クリーニング師の研修及び業務従事者の講習の指定	(生活衛生室)	二
生活保護法の規定による施術者の指定	(社会援護室)	二
農業振興地域の指定の変更(五件)	(農業経営室)	二
解除予定保安林	(治山室)	三
道路の供用開始	(道路河川管理室)	三
境界地の道路の管理に関する協定	()	四
公 告		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(文化・県民協働室)	四
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	四
土地改良事業施行認可申請の適否決定(土地改良区)	(備北地域事務所)	五
教育委員会教育長告示		
広島県立美術館条例第六条第一項に規定する入館料の徴収事務の委託		五
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		五
正 誤		
平成十八年五月十八日付け広島県報(定期)第三十六号 中目次の訂正	(文書法制室)	六

告 示

広島県告示第五百七十七号
 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。
 平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
藤井病院	広島市中区舟入本町一四・六	平成二二年五月二八日	更 新
千代田中央病院	山県郡北広島町有田一一九二	平成二二年五月二八日	更 新
医療法人社団もみの木会大朝ふるさと病院	山県郡北広島町新庄町二二四七・一	平成二二年五月二八日	更 新
医療法人里仁会興生総合病院	三原市皆実三丁目三・二八	平成二二年五月二八日	更 新

広島県告示第五百七十八号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。
 平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
新谷整形外科医院	広島市安佐北区落合南七丁目四・二二	平成二二年五月二八日	更 新
児玉医院	安芸高田市八千代町勝田一三七八・一	平成二二年五月二八日	新 規
医療法人社団吉久会 松永脳外科整形外科 クリニツク	福山市宮前町二丁目六・二〇	平成二二年五月二八日	更 新
大倉医院	三次市南畑敷町二二七・一	平成二二年五月二八日	更 新

広島県告示第五百七十九号
 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として、次のとおり指定した。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 第一型研修の期日及び会場

期 日	会 場
平成十八年二月一〇日	広島市中区河原町一番二六号 広島県環衛ビル
平成十八年二月一七日	福山市東桜町一番二一号 広島県民文化センターふくやま

三 第一型研修の科目及び時間数

科 目	時 間	数
衛生法規及び公衆衛生	一時間	有
洗たく物の受取、保管及び引渡し	一時間	
洗たく物の処理	一時間	
繊維及び繊維製品	一時間	
レポ ー ト		有

四 第二型講習の受付期間等

1 受付期間

(一) 受付開始年月日 平成十八年一〇月 一日

(二) 受付締切年月日 平成十八年一月三〇日

(三) レポート提出締切年月日 平成十九年 一月三一日

2 受講対象者

へき地、離島に居住する者、身体障害者、その他知事が適当と認める者

3 科目及びレポート課題

(一) 衛生法規及び公衆衛生

(一) 洗たく物の受取、保管及び引渡し
 (二) 洗たく物の処理
 (三) 繊維及び繊維製品
 (四) レポート

五 受講料

1 研修講習料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

広島県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏 名	住 所	施 術 所		業務の種 類	指定年月日
		名 称	所 在 地		
高橋 愛一郎	廿日市市宮内四九八	たかはし接骨院	廿日市市宮内四九八	柔道整復	平成十八年四月一〇
細田 裕太郎	安芸郡府中町浜五丁目二一	細田はりきゅう治療院	安芸郡府中町浜五丁目二一	按摩・ツサージマ	平成十八年四月六
細田 裕太郎	安芸郡府中町浜五丁目二一	細田はりきゅう治療院	安芸郡府中町浜五丁目二一	鍼灸	平成十八年四月六

広島県告示第五百八十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

神石高原農業振興地域の範囲を次のとおり指定する。

神石高原 神石郡神石高原町のうち、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七〇八、七〇九、七三三、七三五、七四四、七四五、七四七、七四八から七五〇)ただし、七四八のい、ろを除く)、七五四、七五六「ただし、七五六のいを除く)、七五七、七六三、七六六「ただし、七六六のいを除く)、七七七、七八一、七八二から七八八まで、七九二から七九七まで、七九九から八〇六「ただし、七八一のい、ろの一部、ねを除く)、及び八二二から八三三の区域)及び赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十七号高梁川上流域森林計画に定められた民有林の林班番号八七、八九、九五及び一三三の区域)及び桃色に着色した部分(比婆道後常釈園の第一種及び第二種特別地域の区域)及び水色に着色した部分(平成七年三月二十八日に油木町が森林公園用地として売渡しを受けた国有林の土地の区域)に該当する土地の区域を除いた区域(別図略)。

広島県告示第五百八十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

油木農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百八十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

神石農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百八十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第千五百号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農

林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

豊松農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百八十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第二百十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

三和農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百八十六号

次の保安林を解除予定保安林にした。
平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字此原七二〇の二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第五百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年六月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三七五号	三次市作木町大津字井手平二一八番一四地先から三次市作木町伊賀和志字空山三四一番一地先島根県境まで 三次市作木町大津字井手平二五六番一地先から三次市作木町大津字井手平九〇番一地先まで	平成十八年五月三〇日

広島県告示第五百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十九条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室、広島県備北地域事務所建設局及び島根県土木部道路維持課において、平成十八年六月十二日までの間、縦覧に供する。

平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤田雄山

- 一 道路の種類及び路線名
 - 一般国道三七五号
- 二 区間(トンネル名)
 - 両国トンネル
 - 広島県三次市作木町伊賀和志から島根県邑智郡美郷町上野まで
- 三 他の道路管理者
 - 島根県
- 四 協定の主な内容
 - 1 管理区分
 - 2 管理期間及び権限
 - 3 管理費用の負担
 - 4 管理に関する協議
 - 5 疑義の解決

公

告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特

定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。
平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人 e & g 研究所	村田 民雄	広島県福山市霞町四丁目一五番二五号	この法人は、地球規模で進む環境破壊や人の国際化に対応するため、環境および国際理解を対象に調査・研究を進め、地域発展のため具体的に提言を行うとともに、国際交流などの促進に努め、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。	・ 特定非営利活動の種類 ・ 特定非営利活動の追加 ・ 定款の変更 ・ 定款の追記 ・ 定款の削除 ・ 定款の修正 ・ 定款の追加 ・ 定款の削除 ・ 定款の修正 ・ 定款の追加 ・ 定款の削除 ・ 定款の修正	平成十八年五月十八日
特定非営利活動法人地域の絆	中島 康晴	広島県福山市木之庄町四丁目五番二五号	この法人は、基本的な権利・尊重・平和主義・地域主義の理念に基づき、地域住民に対して、福祉サービスや地域活動の支援に関する事業を行い、地域福祉・地域再生に寄与することを目的とする。	・ 特定非営利活動の種類 ・ 特定非営利活動の追加 ・ 定款の変更 ・ 定款の追記 ・ 定款の削除 ・ 定款の修正 ・ 定款の追加 ・ 定款の削除 ・ 定款の修正	平成十八年五月十八日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。
平成十八年五月二十九日

広島県知事 藤田雄山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 安芸郡海田町三迫二丁目一八番一の一、一八番二の一、一三〇番一の一、一三〇番二の一、一三〇番三の一、一三〇番四の一、一三〇番五の一、一三〇番六の一、一三〇番七の一、一三〇番八の一、一三〇番九の一、一三〇番一〇、同郡同町浜角二〇〇四番一、二〇〇四番二の一、二〇〇四番三の一、二〇〇四番四の一、二〇〇四番五の一、二〇〇四番六の一、二〇〇七番五、二〇〇七一番

二〇一三番の一部、二〇一四番、二〇一五番の一部
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 広島市西区横川町三丁目八番六号
 株式会社信和不動産
 代表取締役 和田 正男
 広島市中区国泰寺町二丁目四番七号
 株式会社トータテ
 代表取締役 川西 祐二

次の土地改良事業施行認可申請については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によって適当と決定したのでこの決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により平成十八年五月二十九日から平成十八年六月十九日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、備北地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年五月二十九日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
庄原市土地改良区	尼ヶ淵	農業用排水施設整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	西 迫	農業用排水施設整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	恵木谷	農業用排水施設整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	明 賀	農業用排水施設整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	五 反	農業用道路整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	下 谷	農業用道路整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	野 谷	農業用道路整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	天神風呂	ため池等整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	やさき	ため池等整備事業	庄原市役所
庄原市土地改良区	西 迫	ため池等整備事業	庄原市役所

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第十一号
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定によって、使用料の徴収事務を次のとおり委託した。
 平成十八年五月二十九日

広島県教育委員会
 教育長 関 靖 直

一 委託事務

広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号) 第六条第一項に規定する入館料の徴収事務(広島県立美術館が開催する特別の展示の前売特別鑑賞券販売によるものに限る。)

二 委託を受けた者

- 1 名称 株式会社ランチセンター
- 2 住所 広島市西区小河内町二丁目三番一号

三 委託した年月日(委託期間)

平成十八年五月一日(平成十八年五月一日から平成十九年三月三十一日まで)

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第40号
 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第一項の規定により告示する。
 平成18年 5月29日

広島県公安委員会
 委員長 畑 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P0209	告示の日 (平成18年 5月29日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R ドン カガに眠 る秘宝 F S	豊丸産業株式会社 長野 裕豊 代表取締役 古屋市中村区 長戸井町三丁目12番地)	左 同
6P0230	同 上	同 上	C R ドン カガに眠 る秘宝 A K 2	同 上	左 同
6P0235	同 上	同 上	C R ドン カガに眠 る秘宝 A J	同 上	左 同
6P0241	同 上	同 上	ひらけ1 ペンギン アイラン ド	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 生市広沢町二 丁目3014番地の8)	左 同
6P0268	同 上	同 上	C R 新影 の軍団 S C F 60	株式会社ニューゼン 新井 悠司 代表取締役 古屋市中村区 鳥森町三丁目56番地)	左 同
6P0237	同 上	同 上	C R 新影 の軍団 S C F 68	同 上	左 同
6P0281	同 上	同 上	C R 子連 れ狼 B M	株式会社高尾 内ヶ島 敏博 代表取締役 古屋市中川区 太平通一丁目3番地)	左 同
6P0255	同 上	同 上	C R スジ ンカゲー 対ゲレン ドスジ ンカゲー X	奥村遊機株式会社 奥村 昌美 代表取締役 古屋市昭和区 鶴舞二丁目2番18号)	左 同
6P0234	同 上	同 上	C R スジ ンカゲー 対ゲレン ドスジ ンカゲー W	同 上	左 同

正

誤

平成十八年五月十八日付け広島県報 (定期) 第二十六号に登載の目次の一部を次のように訂正す。

総務部総務管理局文書法制室長

ページ	段	行	誤	正
一	上	後ろから六	備北地域事務所	芸北地域事務所